

個人11

個人の免税事業者でしたが、経営する事業の業態を変更した場合、新規開業者に該当するのでしょうか？

課税期間の途中で業態を変更（例：コンサルタント業から動画配信業など）した場合であっても、**消費税法上の新規開業者には該当せず、免税事業者として登録希望日（登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日）から登録を受けることとなります。**

※ 消費税法上、「新たに事業を開始した」かどうかの判定は、業態ごとに行うものではありません。